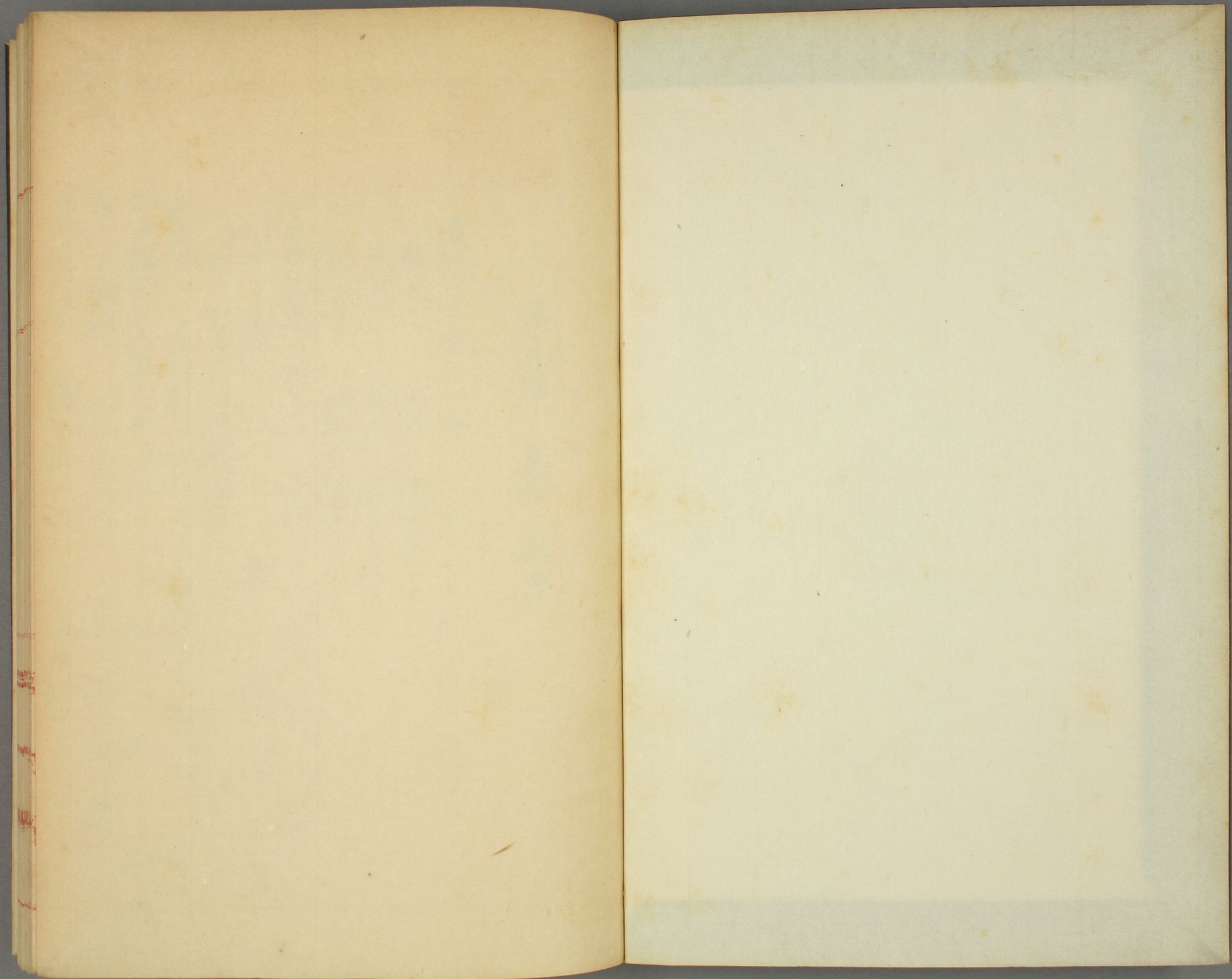


清朝皇族ニ関スル特殊研究 三

74  
6296  
3





74  
6296  
3

### 第九章 皇帝の權力

清朝の皇帝は一國の元首として統治權を總攬し、

第一……立法に関すること、

第二……司法に関すること、

第三……行政に関すること、

皆その意思に出で全く専制にして政治上並びに法律上別に何等の責任あることなし。即ちその權力は絶対無限あり。抑も古昔より清朝末路に至るまで支那に行はれたる政教為一の主義より云ふときは、皇帝は上帝（天）が生民中の聰明睿智を秀でたるものを選び之が君とあり師とありて統治せしめたるものにして其の權力絶対無限あるの外、道徳及び知識の点に於いても、亦人類中最も完全なる



水去五味均平蔵

ものあり、それ故に臣民が君主を尊称して聖帝と云ひ、聖上と云ふは唯一の尊称たるのみに非ず、畢竟するに支那人が君主に対する觀念の論理的結果あり。また皇帝は已に上天の着佑を受け萬民を統御し之を治むるの外、之を教へ之を養はざるべからず故に臣民に關する事とは細大を問はず之に干渉せざるべし。その事とは即位の典禮の部に、その天子継承即位の詔書を示せるとあるに詳述しあるべし。今茲に贅せざるも、その詔を見るものは誰れかその君主的、師匠的の老婆的言辭に充ちたるを氣付かざるものあらんや。而かも清朝天子の権力は尊大にして無限あり。民を愚として取扱ふるものあり。

*Dr. Williams' The Prizable Kingdom, vol. I*  
 p. 393 に云ふ「清朝の皇帝と羅馬法皇とは天下に対して自

ら主張するに、上天の代理者即ち上帝の命をうけて天に代り民を治むるもの、天命の解釈者たる権力あるものありと、ふし而して倨傲尊大なる稱号を用ひて、互ひに相殺せり」と云へり、誠に当り。蓋し其の天命を受けて、君臨するものたるを以つて其の聲教の及ぶところは固より区域あるべからず。華夷内外と云ふも、要するに皇帝聲教の及ぶす程度に就きて之を言ふに過ぎず。故に支那政教の理想よりあるときは、唯一の宇宙帝國 (Universal Empire) のありて對抗各國あるべし。今日支那人の國家の觀念に乏しと云ふは未だ必ずしも之に由らざるべからず。又天に二日ある國に二君あるの主義より論述するとき、支那の皇帝を除くの外、天下また真主あるの理なく、其の恩沢徳沢に浴するもの、最も深き支那人は豈自ら貴ばざる

の理あらんや。自ら、その國を称して中華と云ひ中國と云ふ、その世界最上の美最善の國とあせる亦故ありと云ふべし。

世人ややりすれば、輒ち支那人の外國に對して、傲慢尊大なるを以つて、其の世界の事情に通ぜざるの過とあす、固よりその語は中れり。されども其の重ある原因は支那人が、その皇帝の地位に對して抱ける根本思想に基けるものと解し得べきが如し。即ち皇帝を以て權力絶対無限、道德智識の最も完全したるものとあすの思想に出づ。何ぞ必ずしも皇帝の權力、道德、智識のかくの如きものあらんや。唯かくの如く、人民は信じ、又皇帝はかくの如く信ぜしむるが支那の歴史あり。歴史の事實之を証明せるに於いては、又いかんともすべからず。

清朝皇帝の權力はかくの如く絶対無限あるを以つて、その特權として認められたるもの亦極めて多し。大清會典中にその奏聞しし旨を奉じて處置する事と定められたるもの又頗る多し。その中では固より各國皇帝の特權と共通するもの亦少からずと雖も、支那皇帝特有の「特權」又擧げて數ふべからざるあり。

### 第十章 皇族の特權

皇族の特權として與へられたる權利は臣民に於れなく、臣民にして若し之を私に設くるものあるときは、刑罰に處

せらるると云へる程のもの少しとせず。その主あるものは六項あり。曰く、(一)宗室の官属。(二)宗室寛羅の服物。(三)宗室寛羅の刑罰。(四)欽賜倉名及び指婚。(五)宗室の官缺。(六)宗室寛羅の手当。此れありとす。尤に之に就き草簡に概述するところあるべし。

第一 宗室の官属

親王より鎮國公輔國公に至るまでの宗室及び固倫和碩ニ公主の爲めに官属を設け、八旗武職をして大札を領し其の威儀整飾を奉助せしむ。今その官属を列記すれば次の如し。

第一 親王の官属

長史一人

一等護衛六人

二等護衛六人

三等護衛八人

四品典儀二人

五品典儀二人

六品典儀二人

を設く。(官属の名目は皆嘉慶重修大清会典卷一、大清会典事例卷三に據る以下同之)

第二 王子の官属

長史一人

一等護衛六人

二等護衛四人

三等護衛六人

四品典儀二人

五品典儀二人

六品典儀二人

第三、郡王の官属

長史一人	散騎郎三人
一守護衛六人	二守護衛四人
三守護衛五人	五品典儀二人
六品典儀二人	

第四、長子の官属

長史一人	散騎郎二人
一守護衛三人	二守護衛四人
三守護衛五人	五品典儀二人
六品典儀二人	

第五、貝勒の官属

司儀長一人	二守護衛六人
三守護衛四人	五品典儀一人
六品典儀一人	

第六、貝子の官属

三守護衛六人	六品典儀一人
七品典儀一人	

第七、入八分公(鎮國公輔國公)の官属

三守護衛四人	七品典儀一人
八品典儀二人	

第八、固倫公主の官属

長史	一人	一等護衛	一人
二等護衛	二人	三等護衛	二人
六品典儀	二人		

第九、和碩公主の官属

長史	一人	二等護衛	二人
三等護衛	一人	六品典儀	一人
七品典儀	一人		

此等の官属の内長史及び儀長は領侍衛内大臣と兵部と  
 合同し、八旗一二等侍衛、鑾儀衛、冠軍使、雲麾使等より東選し  
 て正副を擬し、帶領引見の上補用せらるるものとす。また  
 親王、世子、郡王、長子に限り六品管領、六品司牧、司飯、七品司庫、

(三)

八品鍊匠長、鍍匠長、鞍匠長、鑲匠長、羊群長、牛群長等の官を設  
 くるおとを得るあり、此等は皆該親王、郡王より直ちに選補  
 するものとす。

大清合典、内務府の条によれば、八旗中に皂衣人員あり、其  
 の上三旗に属するものあり、おは宮廷に隸属し、内務府の監  
 督を受け、其の他、下五旗に属するものは、右王公に属するも  
 のとす。毎旗色衣、參領五人あり、毎參領の下に佐領或は一  
 人或は二人を設け、毎佐領の下に駝騎校一人を設け、又親軍  
 校、護軍校等ありて、王公に分属し、其の警衛を掌るものとす。  
 茲に附記す、まきは王公が太監を設くるの特典を有する  
 おとあり。蓋し太監を設くるおとは皇室の特權にして、臣  
 民にして此の制に擬し、私に設くるものあるときは、刑罰  
 ありと雖も、王公に限りて特に太監若干名を置くおとを許



さるるあり。定例によるときは親王家には七品首領太監一名太監四十名郡王家は八品首領太監一人太監三十人貝勒家は二十人貝子及び公王親駙家は十人入八分公即ち鎮國公と輔國公兩家において八名氏公は六名一品以上の文武大臣は四名を用ゆるを准じ定限を越ゆるをとも得ざらしむるあり。

(備考)

案ずるに以上太監の定額は東華錄に見えたる嘉慶四年三月の上諭即ち嘉慶重修會典宗人府及び内務府會計司の条によりて之を明にし得るあり然れどもカール・ステンント氏の論文支那宦官に云ふとあるは少しく異同ありステンント氏云ふ太監の定額三十人公王三十人郡王二十人貝勒十人貝子六人公四人とし又八

大王は各二十人を設くるを得とあり而して民公及び一品以上の文武官に及ばず。想ふに會典の記するとあるよりもステンント氏の言或は其の眞を傳ふるものあらんか民公以下太監を設くるはと會典の許す所あらんか今その事とあるを聞かざれば氏之言はざるは誠は是なり。

氏又云ふ

親王郡王家は毎五年に必ず八人の太監を進めて宮に入り当差せしめざるべからずと會典はかかる規定を見ずと雖も内務府會計司の条に該王公大臣事故あるに過ふ仍交出して内に送り差にあたりとあるは蓋し之を指すあらん。唯毎五年八人を送ると明言せざるのみ今しばらく記して疑を存しおく。

Carson-Hunt: Chinese Eunuchs, Journal  
of the China Branch of Royal Asiatic  
Society vol. II Page 167.

参照

第六 宗室及び覺羅の服物

定例によるときは、凡そ宗室覺羅はその皇族たるのしるしとして肩より脇に帯をつくるものあり、而してその宗室たるは覺羅たるとの區別は、帯色を以つてするあり、即ち宗室は黃帶、覺羅は紅帶を用ひ、以つて其の宗室たり覺羅たることを表識す。俗に宗室を黃帶子と稱し、覺羅を紅帶子と稱せるも、蓋し亦亦に本づけるものあらん。若し犯罪の

(三)

とありて、宗室を革退せしめらるるの時、紅帶覺羅を革退せしめらるるの時、紫帶を用ひしむるあり。要するに黃帶と紅帶とも用ひるはその特權に屬し、民人對宗室覺羅の刑事訴訟に關しても、其の事件發生の際、宗室覺羅がその地位を表識する帶子を用ひ居たりしことを、該事件の裁判を下すに緊要なる条件あり。

其の他、宗室中親王郡王以下の冠服、儀衛、府第、園塋の制は、みよ、礼部と工部とに細畧ある規定あり、爵の高下によりて次第をふす、有爵者相互に階越を為すこと能はざるのみならず、一般民人にして若し其の之を模擬し設計するときは、國法によりて処分せらるるあり。又、入八分公即ち鎮國公と輔國公以上は紫韁を用ひ、貝子以上は紫禁城騎馬を許さるるか如き、亦宗室中にて特に或る階級のみに限らるる

特権ありと云ふ。如何と云ふれば一般の宗室覺羅及び人民に在りては勲勞に因りて特に此の恩典を賜はるありと雖も此等は其の身分を標準とし其の身分の高さによりて当然其の權利を享有し得るものあるを以つてあり。

### 第三 宗室覺羅の刑罰

皇族が刑罰に就いて得たる特権に就いては特に此の見出しを別に設けて詳述したれば大抵には其の要にせしめおくまし。即ち処罰の大要と項目の簡單なる説明に止めおかん。

犯罪者が皇帝、皇太后、皇后と或る親族關係を有する場合

(三六)

の刑罰（治罪手続）はいかにあすか、此皇族の刑罰特権中先づ見るべきものありとす。おは、

皇帝

皇太后

皇后

親族（高高祖兄弟、曾祖從父兄弟、祖再從兄

弟、父三從兄弟、身四從兄弟）以上

のものにして罪十惡以外の罪を犯したるときは、有司は擅に自ら句問するおとを得ざるおととあせらる。大清律例にはおのおのを議親と云ひて、そのおとを天子に奏聞し、上裁を仰ぐあり。若し天子がその時「免究」と書かるれば罪は全く消滅するあり。免究とはその罪を問はずとの義あり。又その旨を奉ずる場合にしても有司がその罪を判決するおとは許されざるあり。唯その口供と罪名と應議の状とを具奏するのみ、旨は一つに天子自身に在りとせらる。

るあり。

皇族の親族にして上述のもの以上の関するものは勿論あり。されば宗室中の或る者は勿論の特典中に與りその議親に入るべきものあるあり。謂はば、皇族中の或るものに与らるる持権あり。大清会典にも凡そ宗室覺羅の訟は罪が大なるは奏聞して以つて七日を俟つとあり。されば、一叛悉くの犯罪かすまて然りとは断ずまからざるあり。何とあるは嘉慶重修大清会典卷一には普通の犯罪に対しては宗人府が戸刑の兩部を会同して罪を定むるのあり。即ち、

戸部刑部を会して而して之を決し若し罪ありて輕ければ、則ち折罰し重ければ責懲して而して圈禁を加ふとあるにて知らるるあり。

なほ大清会典大清律例名例律應議者犯罪の條によれば、親議の典のありにつき詳細の場合見えたり。即ち、

其の一、宗室覺羅にして笞杖を犯したるもの、呂秩あるときは、罰俸に処す。

其の二、同上のもの呂秩あるものは養贖銀兩に罰す。

其の三、宗室覺羅のものにして軍流を犯すもの即ち、辺遠極遠煙瘴近辺附近の五等の罪にして二千里乃至四千里の流罪を犯したるものは軍に空房に拘禁するに止むるあり。

おれらによりて犯罪に対する刑罰の特典を見るべし。尚その宗室覺羅が均しく特權として有するものは次ぎの件るありとす。

第一、宗室覺羅の間及び兩者と民人との間の訴訟は

宗人府と戸部刑部と合同審理し一般訴訟と其の趣を異にするあり。

第二、凡そ親王郡王は奏請を経ずして法廷に召喚せらるるありし。若し訊問を要するときには行文を用ひ文書の方法による。

第三、宗室覺羅答杖の罪を犯したるときは品秩あるものは官吏降級の罰俸の例によりて議処し品級あきものは養贍銀を罰す。養贍銀は間散宗室覺羅に給与する毎月の手当にして皇族の犯罪に対する制裁として之を停止する方法を執るありされどもは恩典の一あり。其の期限は罪の輕重により各差等あり。又その犯罪加徒軍流以上に該当するときには板責と圈禁とを以

つて之に代ふるあり。

第四、大罪即ち謀叛叛逆の如き場合には宗人府の上奏により臨時に裁判官を欽定す。大抵宗人府をして大孝士九卿翰詹科道三合同し審議の上勅裁を請はしむるを例と為すに似たり。

第五、宗室にして死罪に該当するときには特に恩典を以つて刑の執行を止め自盡を命ぜらるるありあり。亦は宗室たるの名譽を維持せしむる為めの方法に出づ固より一般の規定あるに非ざるあり。

以上は宗室覺羅が刑事被告人とありたる場合を規定したるものあり次に之と反対に一般人民が宗室覺羅に対して危害を加へたるものに制裁を加ふる方法は如何。その

規定は如何。

杖六十……宗室覺羅を毆打したるものに科す。

徒一年……同上。

杖八十……宗室覺羅に毆打を加へたるもの。

徒二年……同上。

鬪二手を加ふ……宗室覺羅に折傷以上の危害を加へたるもの。

絞罪……宗室覺羅を篤疾に至らしめたるもの。

斬罪……宗室覺羅を死に致したるもの。

此の刑罰の規定は一般人民間の毆打に比して著しき重き制裁とあり居り。殊に皇室との關係の近接したるものに從ひ之に對する迫害に付き其の罪を重くしたる形迹あり。亦此刑法上皇族に對する特別の保護を為すの意に出でたるものと勿論あり。但し亦は皇族が黃帶又は紅帶を

以つてその身分を表識し居たる時人民が之に對して危害を加へたる場合に限る刑の適用あるものあり。若し本人が黃帶、紅帶を繫がずして人其の皇族たるを知らず若しくは黃帶、紅帶を着くるも、酒肆茶店あいに入りて自ら重んぜず、輕侮せるとき、毆打を蒙りたるときは、此の条を適用するを得ざるものとす。

欽定大清會典事例乾隆三十年の上諭に、宗室覺羅を毆打せしときの例を实例にて示し、その規定が平人を毆打せしときより、もや重くしたる所以は、もと宗室覺羅を優待したるの意に係るとあり、又汝等自ら尊貴の身あるものと知りて、下賤の人と鬪毆すべからずと云へり。

又云ふ、凡そ宗室覺羅の人若し黃帶紅帶を繫げ居て毆打せられたるときは、毆打せしものを旧例によりて辨理治罪

するも其の帯を着けずして改打せられたるときは、その改打人を平人を改打したると同じ例によりて治罪すとあり。かくの如く上諭にて皇族保護の精神を明示せり。おれ一方には皇族の特権を規定し他方には皇族の体面を保たしむるものあり、それに関する実例は更に六年後の上諭に見えたり。即ち、

乾隆四十一年の諭に、

宗室の穆騰額の審訊の事とあり、おは身宗室に在りながら黄帯を着けずして外出し居たり、路に正紅旗蒙古施氏之僕七兒等に遇ひ、誤認して相識の人とあし、共に酒を飲まんと欲し穆騰額にすすむ。穆騰額ゆるさず、七兒等遂に怒りて穆騰額の衣服を取りて之を破りたり。穆騰額七兒を拉し定擬して具奏す。宗室覺羅は

(三六)

尊貴を表識するに紅黄帯を以つてし、以つて常人と別つ。若し紅黄帯をすてて束ねず人をして識別するべし。ありあかりしむるは、穆騰額自重自尊せざる所以あり。宜しく重懲を加ふべし。嗣後宗室覺羅等犯罪のとき、若し紅黄帯を着けたるときは宗室覺羅の例によりて辨理し、若し未だ束帯せずして犯罪したるおらば、即ち常人に照して治罪し、永く例と為せよ。

また乾隆四十三年の上諭に、

宗室覺羅若し茶房酒肆に入りて侮を招き人と鬪毆したるときは、その紅黄帯を着くると雖も、その宗室覺羅は、まさに罪名を得べきふりと。

また同上諭に曰く、

軍流徒罪を犯すものは、例によりて鎖禁拘禁し、其の答

杖を犯すものはその情節を酌量し若しやや犯罪の重  
きものは即ち宗人府に在りて責處す。又折贖を准さ  
ず。

(欽定大清會典事例卷十宗人府職制二頁に於る)

第四 欽賜命名及び指婚

皇族のうち皇帝の子孫若しくは親兄弟の子孫には勅旨  
を以つて名を賜ふ勅旨賜命の列に在らざるものにして其  
の父兄自ら名を定むるときは雖も皇帝の近支宗室ふると  
きは上の一字は皇子皇孫と全じきおとを得下の一字は欽  
賜のものに在りては皇子皇孫の名と偏旁を全ふすれども

(四六)

欽賜外のものには之を用ひるべしとふきあり又之を許さざる  
あり。

(備考)

命名の事は宮廷の習慣に屬し行政上の特權と何ぞ干係  
おしと雖も今茲に詳述するところあるべし。

いま清朝にて仁宗即ち嘉慶帝以下十二の輩數に名づく  
又き上の一字は乾隆以後屢次欽定を経たり。即ち

永	——	縣	——	奕
載	——	溥	——	毓
恒	——	啓	——	燾
闈	——	增	——	祺

の十二字ありあり。即ち仁宗の親兄弟は皆永の字を上  
の一字とおし而して下の字一字は「王」に从へる文字を



用ふるあり、永璜、永璉、永琰の如し。宣宗の親兄弟と  
 及び従兄弟は皆上の一字を懸とし、下の一字は「心」に从  
 ふ綿寧、綿愷、綿忻の如し。文宗の親兄弟及び従兄弟は上  
 の一字を「奕」とし、下の一字は「言」に從ふ奕訖、奕訢、奕  
 讓の如し。穆宗及び今帝の親兄弟及び従兄弟は上の一  
 字を「載」とし、下の一字は「水」に从ふ載淳、載灃、載灃、載  
 漪の如し。唯宣宗までの皇帝の御名は二字共回避する  
 を例としたるを以つて皇子即位するときは必ず上の一  
 字を改む、仁宗が即位して其の上の一字を改めて「顯」と  
 し、宣宗が上の一字を改めて「晏」としたる如きは是れあり、  
 文宗以下上の一字は改むるよしあり。

故に今清朝皇族中に在りて若し其の名の上一字を奕  
 とおすものあるときは光緒帝よりも上一輩の人たるを

知るべく若し其の名の下一字が言に從ふときは光緒帝  
 の伯父叔父か若しくは堂伯叔父たるを知るべく、下の一  
 字「言」に從はざるときは其の遠親たるもなほ其の人  
 伯叔行に屬するを知るべし。光緒帝の子（若し之あり  
 ば）及び之と同旁系の人は上の一字を「溥」とし其の子  
 孫亦類を以つて之を推すべし。例へば恭親王は其の名  
 奕訢あるを以つて光緒帝の近伯叔たるを知るべし、其の  
 實は親伯父あり、慶親王は其の名奕劻あるを以つて、伯叔  
 行の人あるも其の關係やや疎遠あるを知るべきか如し  
 。慶親王は乾隆帝の十七子慶僖親王の孫あり。（嘉慶  
 重修大清會典卷一、皇朝政治學問答增校初篇参照すべし）  
 指婚とは皇帝近支の子女に勅旨を以つて婚嫁を命ずる

を謂ふ。此れ近支宗室に限られたる恩典にして、遠支は其の父兄の随意選抜に任ず。但し蒙古王族と婚姻を為すときは必ず豫め勅許を請ふべきものとす。

第五 宗室覺羅の手當

宗室の有爵が其の位階品級に應じて一足の俸祿を受くる事とあるは、已に述べたるが如し。其の外無爵宗室と無官職の覺羅に対しても亦一定の手當を給す。勿論其の額甚だ少く、以つて父母妻子を養ふに足らずと雖も、給与の精神はなほ此等をして天潢宗派たる体面を保たしむるに在り、その手當に

其の一 養贍銀

其の二 恩賞銀

この二者あり前者は定時に給與し後者はその事件あるに應じて給与するものとす。

其の一 養贍銀

養贍銀とは間散宗室及び覺羅に対して定時に銀米を与るものありとす。即ち(第一)間散宗室の年二十に達したるものは月に養贍銀三兩歳に米四十五斛を給し(第二)間散覺羅年齒十八に達したる者には月に銀二兩歳に米二十一石二斗を給し(第三)父あきもの但しその幼子及び身故嗣なく近族の子過継したるものは年齢を論せず均しく同額の銀米を給し(第四)宗室癡疾にかかりたるものには月に銀二兩歳に米四十二斛二斗(第五)間散宗室の子弟年十歳に達したる者には月に銀二兩(第六)事に

よりて革退せられたる宗室將軍には月二兩を給與す。但し盛京に於ける宗室覺羅は以上の規定に照してその半額を給與するものとす。

其の二、恩賞銀

恩賞銀とは宗室覺羅中の或者に對し其の喪婚費を給与するを謂ふ。定例によるときは宗室の婚禮には銀一百兩喪事には一百二十兩覺羅の婚禮には銀二十兩喪事には三十兩を給與す。此れ又特恩を以つて其の費用を助くるものたるが故に現任王公の子孫一二品大臣の子女等は之に與るべしを得ず。其の他火災に遇ひたるときは卹銀を下す。寺規定は頗る備れるも宗室覺羅の數年を追ひて繁衍し増殖は以つて内帑の窮乏不足を來たさしむべきや明白あるべしとあればその規定が果して實行せらるるや否やは

疑問に屬すと云はざるべしあり。

此の事項に關して詳細は宗人府の權限と参照し彼此併せ考ふべきあり。

第六、宗室の官缺

皇族宗室は一般臣民と同じく官吏に任ぜらるるべしを得るは論を俟たずと雖も或る衙門は宗室の專任ありて他人の採用登用せらるるを得ざるものあるあり。宗人府の大部分に於ける人員撰定の職制官制の如きその一例あるべし。

宗室が官制に規定したる官吏の地位を得るべしを稱して宗室の官缺と云ふあるが茲に皇族に限りて任用せらるる

るものあり、亦は即ち皇族の特権の一として数ふべきもの  
あれば尤に少しくおれに就いて述ぶるとあるべし。

文官の位地に就き宗室の専缺あるものに就いて考ふる  
に凡そ清朝にては原則として、何人を問はず、一切の官缺に  
補任せらるるおとを得る訣おれども、或る官缺は特定の身  
分に限りて、おれを興ふるおとを許すおとあり、此れを専缺  
と云ふ、又是れ清朝官制上特著の事實なりとす。

(備考)

我が国法上の用語としては缺に適當するものあり、或  
は任若しくは職にあたる場合ふきに非ざるあり。例  
へば補任と云ふべき場合に補缺と云ひ、辭職と云ふべ  
き場合に開缺と云ふか如し。然れども全体の意義よ

りすれば我通俗に位地と云ふもの蓋し最も之に近し  
例へば職務の繁閑に従ひ繁缺と云ひ中缺と云ひ簡缺  
と云ふ甚しきに至りては任地の土地豊饒人民殷富に  
して官吏の所得多き場合に美缺若しくは好缺と云ふ  
如き缺の意甚だ廣きあり。

清朝太祖太宗の代には武職は勿論文官にありても、必要  
ある位地に在るものは征服者たる滿洲人と降附の蒙古漢  
軍人員に止まり、世祖鼎を燕京に定め支那一統の君主と  
仰おるるや閣部より外官に至るまで總マて明制に模倣し  
其の官職には滿漢人を並用したりしおとは明白あり。唯  
その品秩位階に至りては、猶區別を存し漢人は滿人より下  
るおと一等順治十五年に及び滿漢同一の秩とあせり。後

その制の實行せらるるおとふかりしか、康熙以後は順治の例に照して、再びその呂秋を畫一おらしめたり。皇朝文獻通考参照。

乾隆十三年從來滿漢大學士の増置一おらざるを改めて、大學士を滿漢各二人、協辦大學士を滿漢或は一人或は二人とし、其の他の官缺に就きては、一官缺について、滿人を若干人、漢人を若干人、若くは蒙古若干人と規定し、原則としては並用主義を認めたり、されども特定の官缺に至りても特定の官缺に至りては所謂專缺あるものを設けたり、之を大別するときは次ぎの四種とあるあり。

- 1 滿洲缺
- 2 内務府包衣缺
- 3 蒙古缺

4 漢缺

此の内、滿洲缺に就いて最も注意すべきあり。何とあれは、滿洲缺は皇族宗室か宗室としての資格を以つて任用せらるる官の位地を云へるものあればあり。内務府包衣缺、蒙古缺、漢缺のおとは、おたに關係おければ省く。

第七、 滿洲缺に就いて

滿洲缺を分ちて宗室缺と及び一般滿洲缺との二者に類別するあり。

第一、 宗室缺 宗室缺は特に皇族に限り任用せらるるおとを得るものにして、之に屬する官缺は尤の二者あり。

其の一、府丞漢堂主事を除き其の他の宗人府諸官  
及び稽察宗人府御史

其の二

部院司官中満洲缺内に於いて吏部員外郎

一缺、主事一缺、戸部郎中一缺、員外郎

二缺、礼部員外郎一缺、主事一缺、兵部

郎中一缺、員外郎一缺、刑事郎中一缺、

員外郎一缺、主事一缺、工部員外郎主事

一缺、理藩院郎中一缺、員外郎一缺、陵

寢衛門郎中一缺、員外郎一缺、主事二缺

以上諸官は皇族宗室の資格あるものに於いて始めて任  
用せらるるものとを得る缺分あり。此の外以上の官に在り  
ては宗室は一般満洲人と共に満洲缺内に任用せらるるま  
とを得るは勿論ふれども地方官には原則としては任用せ

らるるものとを得ずただ總督巡撫布政使按察使の内特旨に  
よりて任用せらるるものは此の限りにあらず。蓋し宗室  
が地方官たるを得ざるは一は外省に在りて上司に対し参  
謁拜疏の礼を為さざるべからざる結果宗室の威嚴を損す  
るの虞あるに由り一は其の宗室たるを恃み上司を蔑視し  
之が為めに私を營み罪を得たる場合には制裁を加ふるに  
困難ある事情あるに由る。(宗室外任を得ざるのことは、  
東華錄及び嘉慶四年上諭に見えたり)。

第二

一般満洲缺

満洲人に限り任用せらるる官缺

は尤の數種あり而して皇族は宗室缺を独占する  
の外京官たる満洲缺には一般に補任せらるるの  
資格あるものは前に述べたごとく明ふるべき資  
りとす。亦亦漢人中皇族の特權を見るべき資

料たり。

其の一、盛京五部衙門堂官及び司官、

但し刑部に漢軍堂主事一人蒙古主事二人漢司一人あり、其の他は悉く滿人を以つて任ず、

其の二、奉天府尹、

其の三、直隸の熱河道、口北道、山西の歸綏道、甘肅の西寧道、

其の四、各省の理事同知及び理事通判、

其の五、戸部所屬の内倉監督（戸部司官中の滿人を以つて充つ）總理三庫所屬の郎中、員外郎、堂主事、司庫大使、筆帖式、

其の六、管理樂部太常寺、鴻臚寺（滿禮部侍郎を以つて之に充つ）皇史宬尉、

其の七、刑部所屬の贓罰庫司庫、庫使、

其の八、工部所屬の節慎庫郎中、員外郎、司庫、庫使、鉛子、硝磁製造、三庫の員外郎、主事、司庫、司匠、庫使、宝源局大使、

其の九、理藩院所屬の銀庫、司庫、庫使、筆帖式、

其の拾、太常寺司庫、天壇尉、地壇尉、太廟尉、社稷尉、壇尉、堂子尉、光祿寺銀庫、司庫、太僕寺、鴻臚寺、筆帖式、

其の十一、鑾儀衛主事、

即ちおれあり。

尚皇族との關係最も深き且つ親近なる關係を有する臣僕中の臣僕にして滿洲語に<sup>ウーハ</sup>即ちボーイ（色衣）と稱するものあり。八旗を内外兩旗に分ち、その内旗に屬す

るものの謂あり。内務府に直屬し又は各王府に隸屬し特別任用の途開け居りて一種の勢力あるものに似たり。大は皇族と最も近き干係を有すと云へるのみにして皇族そのものに非ざれば亦論述する問題に入らざるあり。包衣にして内務府包衣たるものは勿論宗室以下の專缺を有するもの亦れども亦れに注意すべきはその專缺に補せらるるの外に一般滿州人と同じく滿州缺に補せらるるを得るは是れあり。而して滿州缺中には宗室缺あり。皇族專缺ある皇族に限り任用せらるるものとあるものあり。亦れと包衣とが又重ねて密接の近き干係を有するものあるを以つて一言を加へおくあり。

以上述ぶるとおろはすべて文官任用に就いての皇族の

特權と見らるべきものあり。次ぎに武官として又皇族宗室は特別の權利を有し居るかと云ふに亦れは文官の場合以上に重きをおきたるあり。

凡そ武爵を有するものは当然武職を世襲す。又特別の理由によりて武職を世襲するあり。之を世職と云ふ。世職を有するものにして最も注意すべきは武爵を有するものあるが國家に大勲勞ありて武襲を授けられたるもの及びその子孫が襲爵をふすと同時に該爵品級を按じて武職を補授するあり。然るに宗室にありてはその授爵せらるるもの他の一般のものよりも多く従つてその皇族の身にして授爵と同時に武職を補授せらるるものも多きは当然あり。固より武職のものは規定によれば滿漢共に同じにけられどもその滿に重きををけるは云ふを俟たず。殊に又



八旗中に特別ある屯襲武職を設けて勲旧佐領世管佐領等に又國初各部落の長たるものがその族を率ひて未歸せしものの佐領を授けられ以つてその衆を統べしめ居たるか如き武勲に重きをおいて仕途の價値を一層重大ならしめいたるあり。皇族がその武職の重鎮として用ひらるるは固よりのおとありとす。

第十一章 皇帝の特簡

清朝文官任用の形式に就いて注目すまきは皇帝の特簡のおとふりとす。固より文官任用の形式は一樣ならず皇帝の特簡に係るものあり。又吏部の開列又は銓選に係るも

のあり、今おれら種々あるうちにて皇帝の特簡(親任)と開列(勅任)の二形式に就き少しく茲に述ぶるをあらわすべし。

第一 皇帝の特簡

皇帝の特簡は一に又特授とも云ふ。おは皇帝が一官缺あるに当り、自己の鑑識を以つて数々の臣僚中より拔擢任命するの謂にして官吏の資格その他の制限は全く考慮の外に在り。毫も拘束を度くるとおらふさあり。之を我が官制に比較するときは親任式に係る任用とも云ふべきあり。但し次に説明するが如く實際に於いては此の形式に係る任用は殆んど行はるるおとあきあり。

第三 開列

皇帝が一官缺あるに当り其の補任をあたすの参考として  
 吏部（後に軍機處とある）に命じ候補者の氏名を列記奏  
 聞せしむ。之を開列又は『奉旨』又は『奉旨開列』と謂ふ  
 り。其の候補者は即ち補改轉調陞の五班内に在る官吏に  
 就き吏部に於いて任に膺るの資格ありと認むるものを選  
 定して順次その氏名を列記するあり而してその列記候補  
 者中何人に勅裁をよふるかは一に皇帝の意思に依るもの  
 にして此の方法により任命せらるるものは宛も我が勅  
 任官に相当す。但し我が國に在りては勅任官中特に親任  
 式を以つてするものと然らざるものとに就き明文の規定  
 あれども清朝に在りては勅任官の如きものに就き別に此

(四六)

くの如き定例あるとふし。原則としては宗人府の宗令  
 以下、左右宗人以上内務府大臣等凡そ帝室衙門の大官は勿  
 論、

- 軍機大臣 — 内閣大學士 — 尚書、
  - 左都御史 — 侍 郎 — 翰林院賞院學士、
  - 總 督 — 巡 撫 — 學政、
  - 布政使 — 按察使、
- 等は皆『特授』に係り『開列』を要せざるに似たりと雖も今  
 日の實際は寧ろ開列に由るもの多し『開列』に依らずして  
 特授するは極めて稀あり。
- 吏部の開列に係る大官は前述諸官の外に中央官廳地方  
 官廳にして次ぎの如きものは特定の官缺あるあり。即ち、
- 中央官廳

内閣學士——内閣侍讀學士——左副都御史

通政使——副使——參議(後に廢官)

大理寺——光祿寺——太僕寺

鴻臚寺卿——少卿——翰林院侍讀學士

侍講學士——侍讀——侍講

詹事——少詹事

庶子——洗馬——中允(詹事府は廢す)

國子監祭酒——欽天監(滿漢に限る)

宗人府——丞——等

地方官廳

順天府尹——奉天府尹——順天府丞

奉天府丞——塩運使——道府中、特定ふる官缺

以上のものはすべし之を請旨缺と稱するあり。中央新

設官廳の長官及び次官ふとも亦同様ふるべし。

道の中或は地勢の険悪により或は國際干係の事務を担

当するに由り總て緊要ふる官缺とせらるるものは皆勅裁

を仰みて補任するあり。例一ばその勅裁の補任のものは

直隸の定河道——霸昌道——天津道

山東の督糧道——濟東道——運河道

山西の河東道——雁平道——江安糧道

江蘇の蘇松太道(上海道台)

江西の廣饒九南道(九江道台)——温慶道(温州道台)

浙江の甯紹台道(甯波道台)——塩法道——海興泉永

福建の寧福道(福州道台)——廣東糧道——等

道(厦門道台)の如き甚だ多し。府に在りても省城の首府(即ち省城の

所在地に於ける府を首府と稱す。直隸の保定府、江南の江  
寧府、湖廣の武昌府、長沙府の如きは亦此あり。其の他特定  
の府は缺出毎に上諭を以つて督撫に命じて、本省の知府に  
就き選擇をふし、勅裁を請はしむるあり。

(備考)

乾隆會典には、在京四品以上、在外運使以上の官は名を列  
し、特簡を請はしむ。即ち中道府以下例に循ひ、銓選すとあ  
り。道府に開列請旨の形式を用ひざるか如く思はるべ  
し。嘉慶讀修會典(卷六)に考へ、又之を實際に徴する  
に、道府中或る者の任命が勅裁に由るべしは争ふべから  
ず、事實あり。又原定の規則によるときは、文官の開列  
は專ら吏部の職權に歸すれども、後に上述諸官の任命に  
付き勅裁を請ふべしは皆軍機處の職權に屬す。嘉慶會

典には文武官特簡は旨を承くれば、則ち其の名單缺の單  
を進むとあり、その註によれば、軍機處の独断に就いて、次  
の如く云へり。即ち、

文職、大学士以下京堂に至り、武職は前大臣以下、歩軍前  
鋒、護軍統領に至り、外任將軍、總督、巡撫、布政使、按察使の  
缺出は應補應陞の人員を開列せしむ。即ち、通名單を  
繕ひ、監使缺出には旨あり、單あり、則ち吏部を交付し、開  
俸給道十員、知府十員を查し、軍機處記名、京察一等人員  
と一体開單呈遞す云々

(嘉慶大清會典卷三、參照)とあり

此れによりて察するに、特簡に係るものは、塩運使の缺あ  
る場合に吏部に交渉するを除き、其餘は軍機處の独断に  
て候補人名を奏上するものと見ゆ。而して開列の順序方

法は吏部の規定によるものあり。唯從來吏部が内閣を通  
 じて為したる事件を以つて軍機處の職權に歸したるのみ。  
 又嘉慶大清會典に云ふ道<sup>若</sup>府名を記するもの請旨の缺に  
 遇一ば則ち之を奏す(嘉慶大清會典卷三)と。されば道若  
 しくは知府と雖も其の中に吏部の銓選<sup>保題</sup>保題によ  
 らず、持旨を以つて任命する者に在りては、軍機處より候補  
 者の名單を奏呈し或は又元來吏部より選定すべき缺ある  
 とも選に應ずべき人ふく、又總督巡撫より奏請任命すべき  
 缺あるとも該省に於いて奏請すべき人ふく、勅裁任命を仰  
 ぐ場合には軍機所より名單を奏具するあり、其の名單を奏  
 呈する方法に二種あり、

其の一 豫め旨を奉じて某官の氏名を記し他日道府  
 の闕員ある場合に備へその補闕の必要ある

場合には軍機處が其の記名人員を以つて之  
 に充つるおとあるあり。  
 其の二 既に引見を蒙り又京察のとき一等に選入せ  
 らる道府に陞任する資格を有する者給事中  
 にして在職期限既に満ち、繁缺の道官に転任  
 すべき資格を有する者御史、郎中在職期限已  
 に満ち、繁缺の知府に転任すべき資格を有す  
 る者其の他繁缺の道府に補任せらるべき資  
 格を有するものは豫め本屬官廳の知照した  
 る所に從ひ軍機所に於いて旨を待たずして  
 其の進單を為すおとを得。

又案するに皇帝の特簡に由るは独り缺官に限らず一時

の差使と雖も、其の事重大あるものは皆特簡に由る、即ち欽差ある文字既に其の特旨に由るものとを証明するあり。凡そ差にして特簡に由るものは臨外國に派遣する大使駐劄外國公使を主とし、其の他試験即ち会試及び順天鄉試の主考官及び会試後の覆試殿試朝考庶常館の卒業試験（庶吉士散館）翰林大考等に於ける閱考官は皆軍機処より名單を開列して特簡を受く、又各省の学政か子卯午酉年八月に更迭するときは軍機処より候補人名を奏上し、皇帝親ら其の候補者に就きて簡放するあり。又各関監督は將軍總督若しくは巡撫兼管のもの（實際は道台の兼管に係る）を除き、皆『特簡』の差使とす。其の他江寧蘇州杭州の織造監督（江寧織造は今蘇州に帰併す）等多數の関差は内務府部内の司員より選抜特簡するものとす。

吏部の銓選奏請の事とは茲に省略に従ふ。

第十二章 皇室に関する特殊の權利

支那歷朝何れの *Dynasty* に於いても之を見るもその時代の政治上の中心中樞が何處におかるるか。と云ふに常に皇帝を中心たり。或は政治上の權利を總攬せるものが皇帝あるを以つて然り。殊に清朝に於いては一切の國務に就きて最後の裁断をなすものは皇帝あり、皇帝が政治の中心たることは云ふを俟たず。

近世公法の觀念より之を云へば、統治主体にして統治機

関そのものゝては皇帝はあらざるあり。即ち皇帝は固有の権力を以つて君臨し他の権力の委任によりて政務を行ふものにはあらざるあり。故に清朝に於ける一切の統治作用の淵源は皇帝の意思に發するものあると論を俟たず。されども皇帝は萬機を自ら親しく執るべしと必ずずや諸種の機關を設けて之に一定の政務を委任せざるを得ず。本章に於いては皇帝、皇室、皇位皇族の統治作用及びその統治作用に参與する機關とに就きて述べんと欲するものあり。

先づその大要を説く必要あるを以つて清朝行政組織の上の特質として見らるるものに就き一二叙述しおくべし。

一 宮廷と國家との分界のふきよめ。

擬制的族長主義を以つて政治の基本とせざる支那國に在りては天子は天下を以つて家とすの原則を有す。その原則は支那古今を通じて明に認め得べし。従つて國家と宮廷との間には何等の分界あるをを見ず。所謂宮中、府中、共に一体ありとの言に該當するものあり。宗人府の如き又内務府の如き其の他特に宮廷事務を管掌するものふきに非ざらんも、此等も亦政府を組織せる一機關あるのみならず、尚主として國務の機關たるべきものにして同時に宮廷事務を管掌するもの亦甚だ多しとす。故に余輩は便宜上皇室所屬の機關を種別して之を説明するべしとす。きに非ざるべしと雖も、若し之が爲めに此等の機關が政府以外に直ちに特別の組織を爲せるものとは思惟する能はざるあり。

二、分権國家の制度を採用する事と

支那の地方制度は往昔より今に至るまで屢次變遷を経て一定せずと雖も要するに純粹なる封建制度は秦漢以來その政治が異なるに従ひ全くその迹を絶ち或は専ら郡縣を用ひ或は封縣郡縣兩制度を併用して以つて治を為せり。魏晉以來南北朝唐の末葉五季の世の如き群雄割據地方偏重の事とあまに非ざりしかども畢竟その秕政の結果知らず識らずのうち此の勢を馴致せしものに過ぎず。制度としては中央政府が直接に州郡を統轄し地方の事と大小とあつ均しく中央政府の指揮に導ふを原則とし後の各省に總督巡撫を設け司道令の上になりて軍民を統轄し或る程度まで独断專行を許し居たるものとは大に其の趣を異

(四六)

にしたり、後の地方制度は蓋し元時代に始まりたるものにして其の行中省を全国に設け中央政府と相並びて地方の政務を統轄せしめ、以つて極端ある地方分権の制度を襲用せり。

元文類卷十

經世大典序錄

欽定續通志卷一三四等参照

想ふに支那の如き版圖の廣大ある處に在りて、劃一ある統治を為す事と能てざるは固より自然の勢にして秦漢以來唐宋に至るまで、いつの時代に於いても、國政の統一ありし如く傳ふるは畢竟するに名義上に止まるのみ。また眞の集権國家の組織をなすには至らざりしか如し。元が北地より入りて支那の統治權を掌握するに及び、地方官廳の



権力を増大して殆んど独立の行政をあたしめたるは寧ろ  
 実情と相適せしものありし。されど之が為めに極端な  
 る地方分権を馴致し名は郡縣制度と同じからざるのみ。  
 各省の總督巡撫が皇帝に直隸し或る事件に關し勅裁を請  
 ふの外全権を以つて其の管内の政務を行ふは要するに此  
 の制度の精神を傳へたるものにして吾人が以つて分権國  
 家の制度を採用せりとあすは則ち此れが為めあり。  
 マイカースは之に就き次々の如く云へり。

清朝中央政府は之を制度の上より見るときは、行  
 政事務に就き直接に奏案權を有すと云ふよりは、寧ろ地  
 方行政に關する種々の事務に対し之を記録し若しくは  
 制子附する所以の具たるに過ぎず。

また曰く、

清朝中央政府は之を制度の上より見るときは、行  
 政事務に就き直接に奏案權を有すと云ふよりは、寧ろ地  
 方行政に關する種々の事務に対し之を記録し若しくは  
 掣肘する所以の見たるに過ぎずと。

また曰く

清朝中央政府は其の職二十二行省の行政事務を處理す  
 と云ふよりは、寧ろ之に対して批評をなす地位に在り唯  
 地方官吏中不法の行為あり又は其の行為が國安に対し  
 危険ありと認むるときは之を転免するの權力は常に中  
 央政府に留保せらるるのみ。

(Dr. F. Meyers: *The Chinese Government* - Page 12)

ホの言は清朝行政組織に於ける中央政府と地方官廳の干  
 係を總括して餘蘊なくしと謂ふべきあり。

抑も近世國家の行政は官治と自治との二大系統に分ち  
 うごく官治行政を以つて一切の權力を中央に集注し、自治  
 の行政は國家全体の利害体戚と相關聯し、國家が直接に自  
 己の機關をして之を處理せしむるものあり、其の權力は  
 之を集中するに非ざれば、行政の統一は得て望むまからざ  
 るあり。清朝が官治行政の上に分權組織を採用するは、實  
 情の止むを得ざるに出でしふりとは、雖も近世國家に於け  
 る行政の原則とは全く相反矣、國政の日に萎縮し、尾大不  
 掉遂に清朝の末路かくの如くありたるは、實に故ありと謂  
 つまきことあり。

三、滿漢箝制の法を設くるありし。

以上に述べたるとあるは、必しも現行制度の特長に非ず  
 して古来支那制度通有ふる性質ありと云ふも敢て不可あ  
 るおとあし、今亦た述べんとする滿漢箝制の法は專ら之  
 を清朝の發明に歸せざるべからず。

抑も尚古の氣風は支那國民の特長にして古聖先王の遺  
 法遺訓は濫りに之を變更せず。

孔子が

殷は夏の礼に因り、損益するところ知るべきのみ。周  
 は殷礼に因る。損益するところ知るべき也。其の或  
 は周を繼ぐもの百世ありと雖も、知るべき也。

と云へるは、實に支那法制の真相を道破したるの言あり。  
 支那法制の根柢は古今を通じて一貫す。變易なく、歷朝命  
 を章あるも、法制は皆旧により依然たり。中華民國の法制

はまた之を根本に改めんとしつゝあるも袁大總統の心事果して如何をや。唯その時勢の推移に適應して多少の増減損益を施す点とあるのみ。清朝の法制に至りてはその特性を發揮する点と最も著しく大清会典や大清律皆前朝の遺法を襲用したるに過おざるあり。唯滿漢箱制の方法は清朝行政組織に於いて一の留意すべき特長あり。蓋し滿洲人にして支那本土を征服し之を統治せんとするに於いては固よりその被征服者たる漢人懐柔の策を講ぜざるべからず。且つ滿洲人は唯武力に於いて征服者たる点とを得たるも、文事に至りては習熟するとあるあかりき。此の故に勢ひ前朝明の遺制を承継してそれと同時に漢人を採用し文治を為さしめざるを得ず。然れども漢人に專任するは朝廷の基礎を危くするの恐あり。故を以て國家祀

要の職務には、滿漢を並用して之に當らしめ、相箱制して以つて私に權勢を挾むの弊を絶たんとしたるあり。

されど一利一害は數の免るべからざるべし。之が爲めに滿漢二者相推諉するのみならず相軋轢し相陥擠し以つて事務の滋滯を来たしたる点と多し。例へば清朝末に見らるる如く外務部と内務部との如きに於いて滿漢を論ぜざば人材を登用せんとするの趨向あるは時勢の然らしむる所ありしあらくも亦清朝制度の上の一大進歩と云はざるべからず。

四、行政の特質と皇室

清朝行政上の特質はかくの如く中央政府は地方行政機

関の記録を總括するとあろに過ぎざる如き体を示せり。中央政府の實權はそれ程に重大視せられず、及つて地方長官の方重大視せられたる程あり。然らば清朝の皇帝の力は如何と云ふに前にも述べたる如く皇帝は支那一國の元首にして政權を總攬す。立法司法行政皆天皇の意思に出で統治權を總攬せるあり。されば皇帝自身には政治上又法律上別に何等の責任ある事となく皇帝の權力は絶対無限あり。

清朝皇帝の權力はかくの如く絶対無限あるを以つて其の特徴は亦極めて多し。

### 五、皇室の特權

其の一、敬稱を受くるの權利。

天子の稱呼に敬稱法を用ひる事とは各國皆あり。Yuan と云はずして *this Imperial Majesty* と云ふるが如きその一例あり、独り天子一人と限りず皇室のものはずべて敬稱を受く。支那に於いては固く形式を尚ぶ國家あるを以つて、ありありと著し。即ち之を清朝に見るに皇帝、皇太后、皇后の敬稱の爲めには一定の敬稱法を設け國家が内外の公文に於いては之を用ひしむ。又人民にして皇帝に對し、此の敬稱を用ひざる時は之を不敬とすると同時に臣民の僭用するものを処罰す。あるを敬稱と云ふ。凡そ清朝の皇帝は自ら稱して朕と云ひ、太上皇また自から稱して朕と云ふあり。皇太后訓政の場合には朕と稱せず、皆「予」と稱し「予」の字を用ふるあり。

臣下より稱するときは、皇太后、皇帝には「陛下」と云ひ、  
臣下より稱するときは、皇太子には「殿下」と云ふ  
三大節その他の慶典にあたり皇帝に上書するを「表」と  
云ひ、皇后、皇太子に上るを「箋」と云ふ、又俗語にて皇帝を  
「佛爺」或は「萬歲爺」と云ひ、皇太后を「老佛爺」と云ふ。  
亦敬稱あり。案ずるに我國皇室典範に於ては、

天皇

太皇太后

皇太后

皇后

を敬稱して「陛下」とすとあり、

これによりて見れば「陛下」と云ふは敬稱にして「天皇」  
皇太后」と云ふは敬稱に非ざるべしと明らかなるも、清朝のは之  
と異なるあり即ち、

清朝官吏奏摺の語尾に、

伏して皇上、皇太后の聖鑑訓示を乞ふ謹奏と用ひ、  
此らを見るときはその皇上と云ひ、皇太后と云ふるは、みま  
敬稱たるあり。又皇帝が自称して「朕」と稱するの外、皇太  
后萬壽節に於ける恩詔、若しくは殿試策題の冒頭に、

奉天承運皇帝詔曰、

等の名号を用ひるもの、又皇帝に限れる名号ありとす。策  
題のときは又制曰と書するあり。

六、皇室の特權

其の二、御名敬避の事と、

御名敬避の事とは臣民が皇帝の御名を筆に寫し又は之

を口よするあつとを禁ずるを云ふ。歷朝祖先の諱亦之に同  
じ。是しきは皇帝即位以前に刻せられし書籍中御名の該  
当するものあるときよてすうも之を改めしあるあつとあり。  
蓋し清朝に在りては個人の名を以つて神聖なるものとす  
し独り父母の名を諱むのみあらず、同輩の書信に至りても  
相手の名を用ひるあつとあし、若し之を犯すものあるときは  
礼儀を知らずとあすあり。一般臣民が皇帝の名及び其の  
先祖の名に對して尊敬を表し、之を敬避すべきは固より其  
の所たり、若し臣民にして此の規定を犯すものあるときは  
法律を以つて之を処罰するあり。

大清律例吏律公式中の上眷奏事犯諱の条あり、曰く、凡そ  
上書に若し事を奏し誤つて御名及び廟諱を犯すものあ  
るときは、杖八十餘文、昏誤犯者には答四十に罰す、若し名

字の犯罪をふすものは、杖一百に処す云々とあり。

(大清律例卷七参照)

其の他、科場即ち試験に應ずるの士子にして若し誤つて  
之を犯すものあるときは、其の文を録せざるのみあらず、  
爾後に科間受験を禁ずるあり。

(欽定学政全書卷三十三参照のよと)

規定かくの如く嚴重なるを以つて皇帝即位の初めに在  
りては必ず上諭を以つて敬避の方法を示す。唯道光まで  
即ち道光皇帝のときまでは御帝二字と共に之を避け居た  
りしが咸豐帝以後は、終の一字のみを避くべきものと規定  
せらるるに至り。今学政全書官御要則の諸書によりて  
敬避の字と敬遠の方とを示さば次の如し。

(一) 世祖章皇帝 (順治帝)

廟諱を福臨と云ふ。此の二字は單用すゞきも連用すゞからず一句中に此の二字あるときは間隔の字ありとも不可あり。

(二) 聖祖仁皇帝 (康熙帝)

廟諱を玄燁と云ふ。玄は元を代用し玄徳玄黄ふどの字用ふゞからず弦絃炏炏率等の字皆一莫を缺き弦絃炏炏とあすすゞて玄の字の最後の一莫玄の、を打たざるあり。燁は焜を以つて之に代用せしむるよしとあせり。

(三) 世祖憲皇帝 (雍正帝)

廟諱を胤禛と云ふ。胤の字は允の字を代用す。祚胤胤征ふどの字は用ひるべからず禛は禛の字を代用するあり。

(四) 高宗純皇帝 (乾隆帝)

廟諱を弘曆と云ふ。弘は宏を代用す。弘道弘毅ふどの字はみあ用ふべからず。また泓泓等の字皆一畫を缺く泓は泓とあし、泓は泓とあす。また曆は歷の字を用ひて之に代ふ曆象曆數ふどの字また用ふるふとを得ず。曆を時憲書と云ふは、宗宗の諱を避けて云ふるに由るあり。

(五) 仁宗睿皇帝 (嘉慶帝)

廟諱を顒琰と云ふ。顒の字は改めて顒に作る。琰は改めて瑗とあす。頁炎ふどの字を單用するは差支あきあり。

(六)宣宗成皇帝(道光帝) 廟諱を旻寧と云ふ。旻は減筆して曼に作る寧は寧の字にて代用すしかももと寧寧別字ありしに非ず寧の字古く寧の字はその俗体あるのみ。

(七)文宗顯皇帝(咸豐帝) 廟諱を奕訢と云ふ。文宗以下は上の字一字を避くるを要せず訢は缺筆して訢とあすあり。凡そ寧に從ふもの佇貯あはすぐて亡即ち貯とあすあり。

(八)穆宗毅皇帝(同治帝) 廟諱を載淳と云ふ。淳改めて滔に作る凡そ享に從ふ文字醇敦郭あはすぐて之を醜敦部とあす即ち高の字を用ひるありもと高

と享とは別字に非ず高が古形にして享は近形ふるのみ敦の字変して敦とありしのみあり。但し孰熟あはの享は高に非ずして章あるあはと説文解字に詳あり。今茲に詳述せざるまし。

(九)光緒帝 廟諱は載湉とす。湉の一字用ゆるあはとを得ず。

(備考)

孔子も亦百世の師たるを以つて圜丘の熟字の外は避りて用ひず改めて邱の字とあす又直接に皇帝の名を犯すに非ざれども臣下の名とすゝきに非ずとして吐責改名を命ぜらるるあはとあり案ずるに乾隆三十二年生の童中に僭越なる名字を有する者は該省の学政及び教官に命じ飭責の



上改名せしあぐまを定め、

劉興漢——劉紹漢——李繼唐——王宗帝

王法帝若しくは他の姓の下に帝裔——乘乾——御天

等の名を有するものを改正せしめたり。此れ等は直接に

皇帝の御名を犯したるものに非ざり。間接に皇帝の尊嚴を犯す

のまさには稱すべきものに非ず。間接に皇帝の尊嚴を犯す

を以つて其の改正を命ぜられたるものとす。

(欽定学政全書卷二三参照)

七、皇室の特權

其の三、指寫

指寫とは臣下の章奏及び一般文書中に皇室及びその天

地陵寢等に関する文字を用ひるときは他の文字と一併に

直寫せず必ず次行に於りて一般の字格よりも高き所に位  
置せしむるを云ふ。指寫すべき文字は必しも皇帝一人に  
限らず皇太后太上皇天地陵寢等をも含むものおれども要  
するに皇帝及び皇族に対する敬稱の一種とあすべく此の  
書式あるものは彼國に在りては極めて重要なるものと見  
做さる。

指寫には次ぎの三別あり。即ち、

1 單指

2 雙指

3 三指

1の單指は一般の字格より高きものと一位あるものを云  
ふ、雙指とはその二位あるもの三指とはその三位あるもの  
を云ふふり、單指とあすものは皇帝の宮殿政府の字格及び

臣民が皇帝に對する行為を指示する文字、即ち例へば次の如し。

朝—闕—京師—宮—宮門—殿庭—殿試、  
丹陛—楓宸—盛京—紫禁城—円明園—國家  
國体—國課—功令—進—進貢—貢物—顯報  
奏、

雙指をふすべき文字は次ぎの如し。

皇帝、皇后—の性格及ぶ行為を指示する文字、即ち、  
大皇帝—皇帝—皇上—皇后—聖躬—天顏  
天恩—上諭—訓示—俞允—御覽—旨、  
硃筆—批准—命—聞—召見—陛見—陛辭、  
觀—觀見—欽派—派出—王命  
の如きものあり。次ぎに、

三指をふすべき文字は次ぎの如し、即ち皇帝より一等高き地位に在りて、其の尊敬を受くるものを指示する文字、即ち、

列祖—列宗(列祖、列宗と續くときは、列宗を雙指とするあり)—聖(祖先の性格を指すとき)—皇考—龍馭上賓(皇祖考崩御のあと)—太上皇—皇太后—梓宮—陵寢—陵名(惠陵、定陵と云へる如く帝陵を指すあり)—天—地—郊壇—太廟—大高殿

の如きものあり、今下に奏摺に用ひらるる指寫の例を擧ぐ、即ち、



始め相國和坤を誅せしとき其の大罪に十を加へたる中に曰く、

所蓋柵木房屋僭侈制を踰え其の多寶閣、隔段式様、皆寧壽宮制度に倣照し其の園囿、点綴、竟に円明園、蓬島瑤臺と異るふし。知らず亦此何の肺腑ぞ

と云ひまた

薊州墳塋居然として亭殿を設立し隧道を開設し附近の居民和陵と稱するあり（東嘉録嘉慶七年の条参照）とある如き皆家屋墳塋帝王に僭擬するの謂あり。

蓋し坤が罪狀此ルに止まり亦此れも上述の事項が罪狀の尤も重きものたりしとを知るべく而して当時大学士九卿等が定擬して大逆の律に照らし凌遲に処せんと請ひしに特旨を以つて自尽を賜ひしか如き以つてその制裁の

極めて嚴重ありしを察知し得し。

### 九、皇室の特權

#### 其の五、紋章の權

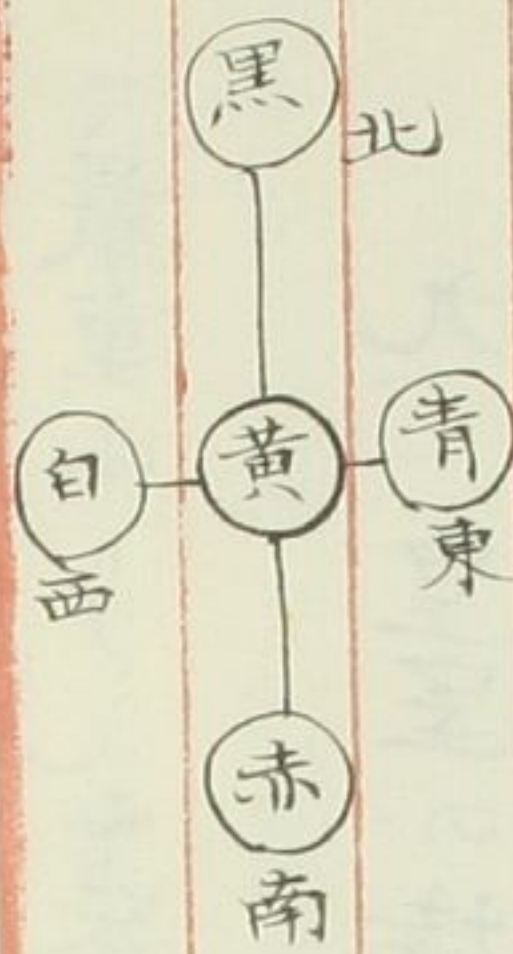
日本の菊花、露の雙頭鷲、独逸の鷲の如き、君王一家の傳承するものを國家の公事にも使用し之を以つて君主大權の徽章とするを紋章の權と云ふ。清朝にては別に皇室に傳來の紋章を有するあり。されど龍鳳の章紋は歴代帝后の表章として其の衣服に用ひ、特賜大臣官員の外は之を穿つことを許さず、又貨幣、印紙、おど龍紋を付したるか如き皆天皇の大權に出ずるを表示するものあり。

上記礼律儀制中、服舍違式の条にも、  
若し違禁せる龍紋を借用するとき、は官民各杖一百、違禁

の物並に官に入るを首告するものには賞銀として五十兩を給するあり。若し工匠能く自首するものはその罪を免ず。一併賞を給すと。

(大清律例卷十七禮律儀制服舍違式の條参照せよ)

とあり龍紋を禁ぜるおとかくの如し。又凡そ黄色を以つて五色中最も高く貴き色とおし、皇室に限りて之を家屋に用ひ又衣服にも之を用ふ。おは五行思想にて古来青を東に配し白を西に赤を南に黒を北に配し而して黄は中央の位置に配す。きものとおしたるあり。中央を以つて高貴とおせし思想に基けるものあるべし。而して臣民をして之を用ひるおとを得ざらしむ。



(四六)

### 十、皇室の特権

其の六、太監を置くの權

凡そ後宮には太監若干人を置く。太監は宦官中より撰拔せられ、僚属を率ひて、宮内一切の雑務を弁理し、隨侍守護等のおとを掌るものを監視す。案ずるに宦官は独り支那のみならず、ヘロドタスの記事によれば古波斯にも此の風盛なりしを知る。兩者の差は波斯國にては独り王家のみならず、一般の富豪亦之を貯うるおとを許す。之に及して支那は特許を受けたる王公を除き、臣民に對しては之を禁止したり。

大清律中、律例刑律雜犯中に閹割火者のおとを記せるとありあり、曰く、

凡そ官民の家乞ふて他人の子を養ひ、火者を鬪割するを得ず、違ふものは杖一百、流三千里、其の子は親に給すとあり。輯注に案ずるに、旧時閩粵等處、豪戸の家多く乞ふて、他の家に寛め鬪割駆使するものあり。名けて火者と云うとあり。旧時此の陋俗ありしにより、特に法を設けて之を禁じたるあり、而して其の立法の精神を察するに、注に惟王家鬪割の人を使役し得、若し官民之家、他人之子を乞ひ養ひ、火者を鬪割し以つて供役せしむ。則ち僭越甚だことあるによりて見るときは、此の俗の人道に及するの故に、禁止するに非ずして、皇室の特權に犯觸するが為めたるは、明白ありとす。

(大清律例卷三四、刑律雜犯鬪割火者の部參照)

十一、皇室の特權

其の七、國體の權

君主一家の吉禮を以つて國家の祝典とし、君主一家の喪を以つて國喪とし、一般人民をして慶吊を共にせしむるには、各國み亦然らざるあり。清朝に於いても、祖先帝后の忌辰に演劇その他の興行を停止し、又皇帝崩御百日間、官吏は頂子を去り、冠纓を脱し、黒布を以つて轎を纏ひ、一般商家の招牌の朱字金字を以つて書したるものは、他色の紙片を以つて之を掩ふ、又同期間、頭を剃り、鼓樂を為し、又婚嫁をおすふとを禁ずるが如きは、是れあり。

*Justus Doellittle's Social Life of the Chinese*  
page 368-371)

(備考)

國喪に關する規定はかくの如くあれども必ずしも全國に  
 勵行せらるるまでは非ず。或る地方は皇帝崩御公報の到  
 達するは數十日間を要し而して公報の地方官に由りて發  
 布せらるる迄は其の事の已に民間に喧傳するに關らず猶  
 平常と異なるおきを以つて已に婚嫁を訂し國喪の期限經過  
 するを待つおと能はざるものは發布前に相争ひて式を舉  
 ぐと云ふ。又百日間崩御の当日より起算して行ふものお  
 れば遠隔の地よてはその人民が全期間此の礼を守るおと  
 ふしと云ふ。(Justus Perlittle 同上)

十二 皇室の特權

其の八 頒曆の權

曆は日本にては神宮廳より發行せしめ頒曆のまとは君  
 主の特權と看做され居る如く清朝に於いても頒曆のまとは  
 は古來皇帝の特權とあり欽天監ある官廳ありて専ら授時  
 頒曆のまとは掌りり。

乾曆六十年帝已に位を皇嗣に譲りしや皇嗣謙抑して嘉  
 慶元年の曆を改めてなほ乾隆六十一年の名を以つて内廷  
 に頒たんと請ふ。かくの如きは頒曆の特權を以つて重要  
 あるものとおし猶之を太上皇を留保に歸せしめんとお意  
 に出でしおと明あり。

(東華錄乾隆一二〇の春参照すべし)。

十三、皇室の特権

其の九、大赦特赦の権

國家に大慶の典禮あるとき大赦を下す事と亦古來皇帝の特権として看做さるるものあり。唯大赦を為す場合には必ず詔勅の形式によりその尾に大赦の及ぼさるる犯罪を列擧するものとす。大清律例には「常赦所不原」の條あり或は他にも臨時大赦の及ぶべき犯罪を附加する事とあり。以上特に明記せらるるもの外或る一定の日より以前の犯罪は既に發覺すると未だ發覺せざると裁判確定したるものと確定せざるものとに論ふく或は之を除くときは皆之を大赦と云わざるべからず。特赦の方は特定の人に限り之を行ふものにして大清律例に所謂八議の如きは、亦これに當るものあり。即ち「免究」の諭旨あるときは、そ

の犯人を審理する事と能わざるあり。

十四、皇室の特権

其の十、刑法上特別の保護(制裁輕減)

刑法上皇室が特別の保護ある事は別に之を掲げたるところありと雖も茲にその一斑を明におしおくまし。刑法に皇室に對する罪を設け特別に之を保護するは、各國皆然りとす。大清律例には十惡の中に謀大逆大不敬の目あり、常赦のゆるさるるとおろとす。謀大逆とは宗廟山陵及宮闕を謀毀するを云ふ

宗廟山陵者先君之辟宮闕者一人の辟敢て謀叛するものは逆ちれより大あるはあしと云へり。直接に皇帝、大皇



太后皇太后皇后之身体に對する危害は勿論此のうちにも  
 まるるあり唯その事を直訴せざるのみ又大不敬とは大祀  
 神御之物乘輿服御之物を盗み御宝を偽造し御藥を合和す  
 るに本方に依らず封題錯誤御膳を供進するに食禁を犯し  
 御幸の舟舩誤りて堅固おらざるを云ふあり。とあり。(一)  
 大清律例名例律)又兵律中に別に宮衛の条を設け宗廟皇  
 殿に擅入し宮殿に向ひて矢を射儀仗に衝突し若くは門に  
 よらずして皇城を越へたる者おとに對する罪を規定した  
 る如き皆刑法上特別の保護を為すの意に出づ(大清律例  
 兵律宮衛)ニルによりて見れば皇帝及び太皇太后皇太后  
 (大清律例名例律)に比ば凡そ乘輿車駕及び御者を稱す  
 とあり太皇太后皇太后並同とあり(一)の身体に對する  
 直接の迫害は大逆無道として極刑に処せらるべきは固よ

り論を用ひず。律に明文あきは偶々以つて其の尊嚴を示  
 すに足り。

第十三章 皇室の榮譽權

清朝皇堂が皇帝の地位特權の名の下に有する榮譽權は  
 多面あり。榮譽權とは名績の顯著ある者に礼部をして之  
 をその死後に祀らしむるを許す如きその他善行嘉為  
 の者を表彰せしむる如き又外藩の封号、爵の授與、俸祿、金穀  
 の給與その他世爵大官おとに對する死後の榮典、庶子封贈  
 黃鳥褂の特典、翎隻、巴圖魯の称号、功牌、雙龍寶星の如き、その

榮譽權として教うべきもの甚多し。今簡單にその要を説明しておくまし。

第一、宗祀旌表の權

其の一、宗祀に就いて

直省司牧の官（有司）たりしものにして、治蹟の殊に顯著にして、其の死後遺愛民に在り、ほろびざるもの、又は薦紳處士にして積學力行郷党里閭の模範とふるべきものは、學校師生より之を公舉して、以つて州縣に達し、州縣は之を總督巡撫學政に達し、總督巡撫學政は亦之を毎年八月に具疏す、然るときは皇帝は之を以つて禮部に下し、覆奏し以つて聞せしめ、然る後地方名官郷賢の二祀に列するを許す、又先賢先儒にして其の學徳孔廟に従祀せらるるに足るも

（四六）

未だ其の典禮を議せらるるものは、大學士、九卿、翰詹、科道等の會議を経て、その入祀を許す。是れまた皇帝榮譽權の一つたり。

其の二、旌表に就いて

旌表の行るる範圍を考ふるに、忠義孝悌節孝あるもの、慈善の行為ありたるもの、累世同居のもの、高壽者これあり。今その各に就いて説明を試みる。

一、忠義孝悌及び節孝のもの

京師及び各省府州縣衛に各忠義孝悌祠一、節孝祠一を立つ。忠義孝悌祠内には石碑を立て、節孝祠外には大坊を建て、旌表すべきものあれば、名を其の上に題し、身位を祠中に設くるものとす。宗室覺羅節婦孝女の旌表を受くべきものは、京人府より上奏したる後、禮部覆議して旌表を請ふ。

在京八旗及び各省駐防に關しては各歳礼部に由り、八旗都  
統及び駐防將軍都統に照し冊を送りて部に報せしめ、部に  
於いて覆議を加へて上奏す。其の他各省に在りては督撫  
学政より州縣儒学及び府司の申告に本つき一面は部に咨  
報し一面は上奏旨を請ふものとす。定例によるときは宗  
皇に對しては勅諭一通と坊銀銀匹を賜ひ、固倫公主親王  
子福晋以下皆差あり。覺羅の女子に對しては勅諭を頒た  
ず。銀三十兩と緞一匹とを給す。

八旗官兵妻女には同額の銀兩を給与す。されども緞匹  
は与へざるあり。各省一般の女子節孝あるものに對して  
は地方官に命じ銀三十兩を給与して坊を建てしむ。若し  
特に御賜詩章一面額緞匹あるときは内閣より礼部に交付し  
提塘官をして齎らして督撫に送りしめ、又督撫より地方官

に轉達するものとす。

以上は節孝殊に著しきものに對する特典とす。其の餘  
妻妾に論おく三十歳以前より節を守り五十才に達するも  
の若しくは五十才に達せざして死せしたるもの其の守節  
十五年以上に及び孝義兼全く又その家厄窮にして隣むに  
堪へたるものは俱に旌表を准許す。而して清標形管の  
匾額を下賜し節孝祠内に於いて別に一碑を建てて姓氏を  
鐫刻せしむ。唯位牌を祠中に設くるふとを許さず。又坊  
錫を給するのふとあし。

二 慈善家

慈善を養育憐恤し慈善を施し若しくは私財を擲ちて公  
所橋梁道路を修繕する等の善行ありて時價千兩以上若し  
くは千兩以上に准ずる田粟を義捐したるものに對しては

坊を建つるおとを許し名づけて「樂善好施坊」と云ふ。か  
く重ぬかさぬの善行をおしたるものにして始めて坊を建  
つるを許さるるあり若しその價千兩に至らざるものには  
「樂善好施」の四字の匾額を給し又その或るものに対して  
は更に吏部より定議して頂戴を給するあり。

三 累立同居者

支那に在りては古来より兄弟産を分つを不徳の甚しき  
ものとおし數立同居し一門和睦するを善行の大なるもの  
とす。おれ等に対しては礼部より奏請して銀を給與し坊  
を建てしめ或は御筆詩章匾額及び緞匹等を下賜せらるる  
あり。

四 高壽者

高壽者はその身積善の徳あり且つ太平の祥瑞あるを以

(四大)

つて年齢に應じて坊を建つるおとを准し又銀幣を給す定  
例によれば凡そ人民百歳に達するときは男女共に坊を建  
つるを許し

男子には「昇平人瑞」

女子には「貞壽之門」

兄弟同じく百歳に至るものには「熙朝雙瑞」

夫婦同じく百歳に至るものには「期頤偕光」

の字様を給す。壽百十歳に達するものは之に倍す。壽民  
壽婦の年百歳に至り五立同居するものは建坊の外銀十兩  
緞一疋を給し壽民の上祖父に事へ下元孫に及び親う七代  
を見たるものには

「七葉衍祥」八代を見たるものには「八葉衍祥」の字様を給  
與す。壽婦亦此の例に同じ。

第二 外藩封爵

理藩院に於ける封爵は欽定大清會典事例卷九百六十九以下記さるる所によれば、外札薩克、方面、喀爾喀、爾喀、車臣汗、旗、格根車臣汗、青海、和碩特、前頭旗、札薩克、多郡王、始め、西套、額魯旗、札薩克、和碩親王、等以下、その封爵、實に多く、その時代に就いては、建國の始めより見えたり、順治十年、康熙三十年、同四十年の頃より既に行はるるものと、會典事例に示せるが如し。案ずるに凡そ宗室の親王以下が封爵を受くるものと、固よりあるが、その外に内外蒙古の諸酋長亦同一の名称を有す。宗室の封爵は宗室の條に述べたれば、その外には、外藩の封号のみを述べし。

内蒙古札薩克 *Jasak* (蒙古語酋長の義あり) の爵

(四六)

を分ちて次ぎの六とある、而して此の六等級のみあり。

- 第一 親王
- 第二 郡王
- 第三 貝勒
- 第四 貝子
- 第五 鎮國公
- 第六 輔國公

の六者即ちこれあり。宗室の如く不入八分公及び某某將軍を設けず、鎮國將軍、輔國將軍、奉國將軍、奉恩將軍、あり、而して此の六等級に含まざるものは、次ぎの二の品秩級を賜うふり。

- 其の一 台吉 *Daiji*
- 其の二 塔布囊 *Taibu-nang*

即ちあり。此の兩者は共に又四等に分つ。

その一等は 秩一品にあたり

その二等は 秩二品にあたり

その三等は 秩三品にあたり

その四等は 秩四品にあたるあり。

外蒙古に至りては則ち七等級あり。即ち次の如し。

第一 親王

第二 郡王

第三 貝勒

第四 貝子

第五 鎮國公

第六 輔國公

第七 汗

これより汗とは古来蒙古酋長の承襲せし名号にして清朝に内附したる後と雖もなほ命じて汗爵を賜ひ之を用ひしめたるあり。其の他は内蒙に在り。唯外蒙古には台吉タギありて塔布囊タフナシありし。

凡そ此等の封爵は駐在大臣の執奏に依り給与せらるるものにして其の内原則としては勲戚忠勤の差によりて立襲罔替永久授けらるるものと遞次降襲するものとの二者あるまきも其の実は殆んど立襲あり。蓋しかくの如く立襲として之を優遇したるは本来封号をようる目的か何れも懷柔策に出づるものあれば宗室の如く擅に予奪する大と能わざるものならん。

第三、公爵以下恩騎尉に至る爵  
皇族に非ざる者に授くる爵は親王郡王以下奉恩將軍ふ  
どの爵を興うるに非ずして公侯伯子男等の爵を与ふるふ  
り、今あるらの爵の等級と立襲の種類並に授爵の条件に就  
いて之を明示せん。

其の一、爵の等級と立襲の種類

爵の等級は九等にして二十七級に小分せらる。即ち、

第一、公爵

小別して  
三種とす

一等公爵

二等公爵

三等公爵

第二、侯爵

三級に分つ

一等侯爵

二等侯爵

三等侯爵

第三、伯爵

三級に分つ

一等伯爵

二等伯爵

三等伯爵

第四、子爵

三級に分つ

一等子爵

二等子爵

三等子爵

第五、男爵

三級に分つ

一等男爵

二等男爵

三等男爵

第六、輕車都尉

- 1 一等輕車都尉兼雲騎尉
- 2 一等輕車都尉
- 3 二等輕車都尉
- 4 三等輕車都尉

第七 騎都尉

二者に分る

一 騎都尉兼雲騎尉  
二 騎都尉

第八 雲騎尉

第九 恩騎尉

以上九等二十七級の中、五襲は雲騎尉を以つて單位とす。兩雲騎尉を併せて一騎都尉とすし、又一雲騎都尉を加へて騎都尉兼雲騎尉とすし、順次算上するよしと二十六回に及び一等公爵に至るものあり。

爵の五襲には次ぎの二種あり。即ち、

甲は世襲罔替の特典あるものにして永久同一爵が子孫に及びもの、乙の場合には上諭中特に此の旨を言明するを常例とす。

乙は次數を換して承襲するもの、即ち始めて爵を授けりしものより其の子孫に至り、代毎に遞減承襲するものとする。若し次第に遞減して襲次尽くるに至るときは、特定のものに限り改めて恩騎尉を授く。恩騎尉を授けりたるものは永久にこれ以下に下るよしとあきあり。即ち五襲罔替とあるあり。特定のものは授爵せりぬたるものが失せし場合を云ふ、その餘は襲次尽くるときは爵を保有するよしと能はざるものあり。

其の二、授爵の條件

凡そ右に述べたる如き爵を授けりるには一定の條件を必要とす、その條件は次ぎの五つの条件あり。即ち、  
条件の才一、文武官の國家に大功あり若しくは戦功あり



りたる者

條件の才二文武官の國家の爲め軀を捐して忠烈昭著ふ

る者

全 才三 外戚即ち皇太后皇后の父兄たる者

全 才四 先師孔子の後裔たる者

全 才五 明代の勝國の後嗣

以上何れかに該当せるものとを要するあり。

凡そ公侯伯子男等は之を授けられたる人の勲職により美名を賜はる。皆内閣より撰擬し欽定を経たる後襲爵の誥勅内に載入す。忠達公、僊績公、奉義侯、超武侯、毅勇侯、毅惠伯、肅毅伯の類あり。授爵の恩典は滿漢一体に施さるるを原則とし、大清會典又之を記し會典以外にも兩者の間に區別を立てたるを見ずと雖も之を實際に徴するときには

自より懸隔あるを見るあり。それは如何に懸隔が現れぬるやと云ふに、滿人に厚くして漢人に薄きとは是れあり。即ち

(才一) 凡そ滿人はその文官あり、武官たるを問はず、文勲又は武勲に關らず均しく爵を授けらるるも、漢人は之に及して、文官武官共に軍功に由るに非ざれば爵を授けらるるものとあきあり。

(才二) 滿人はその勲功の大小門地の如何によりて公爵以下何れの爵をも均しく授けらるるに及し、漢人は軍功によるると雖も最高を候爵に止め、公爵を授くるものとあきあり。中興の偉業を贊襄せし曾國藩が候爵を受け、國家の柱石たりし李鴻章が先後僅かに候爵を授けられたるか如き、以つて知るべきのみ。

第四 俸禄其の他金穀の給與

清朝に於いて俸禄其の他金穀は官職を帯びたるもの  
に對して与ふるの外に尚すべしとの頭貴の身分の人に對し  
て之を給与したり、亦一箇の榮典として見るべきものな  
るが、亦此に因りて國家優遇の意を示すものあり。官吏の  
俸禄その他の給与の事とは暫くおき、今皇族華族外藩ふど  
の俸禄金穀に就きて述ぶるとあるあるまじし。

其の一、宗室の俸禄

宗室たるの躰面を維持する爲めに給与する銀米を宗室  
俸禄とす。定制によれば宗室中の最高級は親王の歳俸  
あり。最低は奉恩將軍ありとす。

親王——歳俸 銀一万兩

穀

祿米一万斛

一斛は半石(五斗)を指して云ふあり

奉恩將軍ノ歳俸

銀一百一十兩

穀

祿米一百十斛

尚國家に功績顯著あるものは特旨を以つて俸銀の二倍  
を給するあり、之を「雙俸」と云ふ。和碩親王、和碩慶  
親王の如きは共に此の特別待遇を受くるものあり。凡そ、  
雙俸を受くるものはその官銜の上に「賞食親王雙俸」の六字  
を冠するを例とす。以つてその異數たるを察すまじし。

(嘉慶會典卷十四皇朝通典卷四十。大清紳縉全書等による)  
公主(皇女)又は格格(宗室女王)にして降嫁したる  
ときは本身及び匹偶者たる額駙にも均しく俸禄を給ふ。  
固倫公主にして(嫡出皇女)在京八旗の家に降嫁したる

ものは本身に歳俸銀四百兩、祿米四百斛（外藩即ち蒙古に降嫁する者には歳俸一千兩、緞三千疋）を給し、その額駉には歳俸銀三百兩、祿米三百斛（外藩額駉には歳俸銀三百兩、緞十疋）を給す。固倫公主より以下、その階式の高下により俸祿も亦右差あるあり。

其の二、 立俸祿

立爵を有するものには、原叙者の功勞に對して又その子孫をして襲爵者たるの躰面を維持せしめんがために均しく俸祿を給す。一等公の歳俸銀七百兩、祿米七百斛より恩騎尉の歳俸祿四十五兩、祿米四十五斛に至るまで爵の高下によりて差等あるあり。

其の三、 外藩俸祿

外藩蒙古の汗親王以下には均しく一定の俸銀を支給す

即ちその差等は次ぎの如し。

汗には 歳俸銀二千五百兩

緞四十疋

親王には 歳俸銀二千兩

緞二十疋

以下各差あり、又四郡の貴族にも郡王職銜を有せる貝勒には歳俸銀八百兩、輔国公二百兩、以下四等台吉の四十に至る。又毎俸銀一兩に付米一斛を支給するものとす。

其の四、 立爵祭葬

公侯伯子男の立爵を有するものには官吏と同じく其の死の際に祭銀料及び葬費を給するあり。

公爵には 祭銀四十兩

葬費六百五十兩

建碑費四百兩

侯爵以下男爵に至るまで順次定額に差あり、その建碑費を給するは謚を予ふるものに必ず命じて碑に勒せしむるを例とす。男爵には祭銀及び葬費ありて建碑費あるべし。

次ぎに散秩公候伯子即ち公候伯子の爵を有し而して別に官職を有せざるものは一品の例に照して卹を賜ふ。若し立爵を有するものにして他職を兼ねるときは其の兼職を按じて祭葬を奏請するを例とす。若し職にして爵と符合せず又は職にして爵より軽きときは爵を以つて標準とす。

第五、立爵及び大官に対する死後の榮典

立爵及び一二品の大官死するときは別に叙述するものの外種々の榮典を賜ふ。位望隆重、功德懋著ある者死するときは、皇帝為めに朝を輟め且つ車駕親臨して祭を致し然らざれば皇子王公、大臣侍衛等をして代り奠せしむ。其の他或は謚を賜ひ或は碑を建てしめ或は命じて賢良祠に入りしめ又その本籍及び立功地に專祠を建つるを准し其の生平の事蹟は國史館に命じて傳を立てしめ一切の処分均しく開を予ふるが如き、みよ蓋臣を篤念するの至意を示す所以ありとす。

第六、廕子

廕子とは父が戦没したるか又文官として國難に殉せしものの子弟にして恩望により武職を授けらるるものを云

ふ。

定例によれば、廕子たるものは必ず督撫（總督巡撫）提督管下に在り、軍隊に入り見習をふさしむ、或る年限に達すれば、四品廕生は都司、五品廕生は守備、

從五品廕生は守護所千總、六品廕生は營千總、

七八品廕生は把總、外委

等すべし、その品級に照して官を授かるあり、八旗廕生にして旗内の職を望む者も亦同じ。

（備考）

武職難廕生は四品を以つて最高とす、又恩廕にして武に改あるものは公侯伯文武一品官及び文武二品官（但し布政使總兵副將を除く）の廕子は共に四品廕生、布政使總兵及び文武三品官中の副都御史、通政使、大理寺卿、按察使等の

廕子は五品廕生、副將の廕子は從五品廕生、文武四品官の廕子は七品廕生、旗人にして子爵を有するものの廕子は七品廕生、男爵の廕子は八品廕生とす。漢人子爵は三品官、男爵は四品官の例に照して其の子を廕するべしとを得るあり。

第七、封贈

凡そ國家に大慶あるときは官吏及びその匹偶者並びに曾祖、祖、父母に對して封典を授く。其の享有すべき封典は皆當該官吏の品秩によりて差等あり。官吏の正妻が本身と共に、特別の待遇を受くるは（その待遇を命婦と云ふ）論ずるに及ばず、此を父母以上に及ぼすは支那の孝治主義に本づくものあり、封とは存者に給ふを謂ひ、贈とは死者に与ふを謂ふあり。

封典には誥授と勅授との別あり、又推恩には次ぎの四通  
りのものあり。即ち、

ノ 推恩三代に及ぶもの

ニ 推恩二代に及ぶもの

三 推恩一代に及ぶもの

四 推恩本身に止まるもの

誥授と勅授との別は、五品以上は誥授によるものにして

六品以下は勅授によるあり、又一品官の封贈は三代に及び

二品三品は二代に及び、四品以下七品に至るまでは一代に

及び、八九品は本人を封ずるに止まり、その父母も及びざ

るものとす。今之を官吏品秩に相当して列記せば次ぎの

如し。

文官官階表

正一品	光祿大夫	一品夫人	封贈三代
從一品	榮祿大夫	一品夫人	封贈三代
正二品	資政大夫	夫人	封贈二代
從二品	通奉大夫	夫人	封贈二代
正三品	通議大夫	淑人	封贈二代
從三品	中議大夫	淑人	封贈二代
正四品	中憲大夫	恭人	封贈一代
從四品	朝議大夫	恭人	封贈一代
正五品	奉政大夫	宜人	封贈一代
從五品	奉直大夫	宜人	封贈一代
正六品	承德郎	安人	封贈一代
從六品	儒林郎	安人	封贈一代
正七品	文林郎	孺人	封贈一代

從七品

徵仕郎

孺人

封贈一代

正八品

修職郎

八品孺人

從八品

修職郎

八品孺人

正九品

登仕郎

九品孺人

從九品

登仕佐郎

九品孺人

武官官階表

正一品

建武將軍

從一品

振武將軍

正二品

武顯將軍

從二品

武功將軍

正三品

武義將軍

從三品

武翼將軍

正四品

昭武都尉

從四品

宣武都尉

正五品

武德騎尉

從五品

武德佐騎尉

正六品

武昭騎尉

從六品

武昭佐騎尉

正七品

武信騎尉

從七品

武信佐騎尉

正八品

奮武校尉

從八品

奮武佐校尉

正九品

修武校尉

從九品

修武佐校尉

(備考)

世爵公侯伯子は正一品に同じく均しく建武將軍に封ず、  
その妻は公妻一品夫人、候妻一品夫人、伯妻一品夫人と稱し、  
各公妻、候妻、伯妻の上に一二三等の等級を加ふるものとす、  
子男以下皆相当の品級に準じ封号あり、相当品級は滿漢武  
職品秩表の別に制定せらるるあり。その餘正一品以下  
命婦の稱号及び先代封贈は次第總べて文官に同じ、今之を  
略す。ただ武官正八品以下其の妻を封ずるおとありし。

二品三品の文武官は例唯二代の封贈を受くるを以つて、  
其の本身及び妻室の封典を辭し之を以つて曾祖父母の封  
典に換へんおとを請ふおとを得るあり、四品より七品に至  
るもの其の本身及び妻室の封典を移して祖父母に加へ、八  
品九品の者其の本身及び妻室の封典を以つて父母に移さ  
んおとを請ふものあるときは又皆之を許す。(之を貶封

と云ふあり)。

祖父現在官たるときは其の子孫の爲めに封典を受くる  
おとを得ず、若し祖父の官小にして子孫の官大あるときは  
祖父その職を捨てたる後始めて子孫の爲めに封贈を受く  
るおとを得るあり。

第八、黄馬褂其の他類似の特典

黄馬褂は軍功あるものに特に賞給せりるものにして、  
騎馬の時に着用する黄色の外衣あり。又大臣礼遇の種類  
中に

『紫禁城騎馬』或は  
『賞朝馬』

と云へるものあり、特典として之が着用を許されたるもの



は普通参朝のとき通例おらば宮門前にて肩輿又は馬を下り、徒歩にて殿陛に前むべきものなれども、此の特典あるものは宮外門より或る距離の間騎馬を許さるるあり。又騎馬に紫色の手綱を用ひるふとを許さる。之を、

賞用紫韉

と云ふ。また此の外に轎子に杏黄色を用ひるもの之を、  
杏黄轎

と云ふものあるが之が許さるるも均しく皇帝の特典を以つて允許するものあり。一般人民は之を用ひるふとを得ざるあり。(Meyers: Die Chinese Government - P. 27)

(備考)

黄馬褂は本國の文武官に限らず外国人にも之を賞給するふとあり、嘗て常勝軍を統帯して長髮賊を戡定せし

Gordon 戈登將軍の如き福州船政廠の建設に就き功勞あり、ジューケル Mr. Rossen Siguel の如きも又黄馬褂を賞給せられたり。

(Meyers: Chinese Government. 参照)

第九 翎隻

翎隻は官帽に着け以つて標章とあすものにして、文武官の軍功あるものに授く。五品以上を花翎と云ふ。その六品以下のものには藍翎と云うを授く。花翎に三種あり、即ち、

- 1 三眼花翎
- 2 雙眼花翎
- 3 單眼花翎

より雙眼花翎以上は之を特賞あるものに限り極めて名譽あるものとす。

(一) 三眼花翎

此はその名の示す如く孔雀毛に三眼あるものにして皇族若しくは大なる軍功ありたるものに非ざれば之を受くるべし能はず。

(二) 雙眼花翎

亦は孔雀毛の二眼あるものにして文武大官の軍功あるものに授く。

(三) 單眼花翎

亦は單眼花翎一名花翎とも云ふべきものあるが文武官の軍功あるものに授くるを例とす。されども清朝末には捐金を以つて之を得るもの多きに至りその價值をして減せ

しあるに至り。

(四) 藍翎

亦は花翎の如く孔雀翎を用ひず。唯鳥毛の青黑色あるを用ひ其の色鴉に似たるを以つて俗に『老鴉衛』と呼べり。蓋し亦の藍翎は職務によりて戴くものにして必しも軍功あるによりて授かるものに非ざるあり。

第十、巴圖魯『武勇』の稱號

滿洲語にて巴圖魯 *Batu* とは武勇又は勇悍の義あり國初より滿漢人員を論ぜず実戦を経て軍功顯著あるものに限り之を授くるあり。

蒙滿漢語の一より成る美名をその上に冠するを例とす。例一は、

ノ 毅勇巴圖魯

ニ 西林巴圖魯

三 博奇巴圖魯

の如きあり。凡そ此等の美名中には滿蒙漢中滿洲語より成れるを最も高貴あるものとす。又此の称号を有するものは当然花翎を戴くことを得るあり。然れども軌道の名器濫与の結果は花翎は金錢の報捐によりて之を得らるるありとあり必しも此の称号の有無に關せず唯此の称号を有するものは現役に從事する場合に之を有せざる同等官に比し給養送かに裕あり。之を称号に伴ふ特權とす。而して此の称号も独り本國人に限りて授与するに非ず現に米國人メスニ *Mr. Mcconnell* の如きは曾つて貴州に於いて勲功ありしにより巴圖魯の称号を受領せり。

(Magers: Chinese Government - Page 75)

第十一 功牌

功牌とは長方形の銀牌に『賞』の字を刻したるものにして軍功ある將士に之を給す。その形より云ふときは諸國の勲章に匹敵する如しと雖も其の實勲章の如く尊重あるものに非ずして寧ろ軍功の多少をはかる標準として用ひらるるに過ぎず某等功牌を受領するは幾次に及ぶときは某爵を授くることの規定あるにて之を知るべし。

(大清會典卷七及び *Magers: Chinese Government* 参照)

第十二 雙龍寶星

雙龍宝星は外國君主皇族官吏及び外國人にして清國政府に功勞ありたるものに授くるの目的を以つて制定せられたるものにして内國人は決して此の恩典に浴するたふべきあり。故に東西洋諸國に於いて均しく内外人に授ふせらるる所の勲章とはその趣を異にするものあり。

宝星の制定は光緒七年八月總理衙門より時の英國公使サー、トーマス、ウエード氏 Sir Thomas Wade 等の賞給せんことを奏請せしに始まる。同年十二月該衙門に於いて宝星條例を草し裁可を得たり。今茲に宝星の等級及び受領者の身分を列記すれば尤の如し。

- 一 皇朝掌故彙編外編卷二十、Prayers Chinese Government P. 71
- 一 頭等第一 專ら各國の帝王及び大統領に贈る。
- 二 頭等第二 各國の皇太子親王宗親國戚等に給す。

- 三 頭等第三 各國大臣及び大使に給す。
- 四 二等第一 各國の全權公使に給す。
- 五 二等第二 辦理公使代理公使稅務司等に給す。
- 六 二等第三 公使館一等書記官武職大員總領事官總教習等に給す。
- 七 三等第一 公使館二三等書記官領事公使館武官水師頭等駕官(海軍大佐)陸路副將(陸軍大佐)等に給す。
- 八 三等第二 副領事官水師二等管駕官(海軍少佐)陸路參贊將(陸軍中佐)等に給す。
- 九 三等第三 翻譯官遊擊(陸軍少佐)都司(陸軍大尉)等に給す。
- 十 四等 兵士及び水兵に給す。

五等

各國商工人等に給す。

(以上)

第十四章 皇族の財産

清朝の昇を北京即ち燕京に定むるや近畿各州縣に主ふ  
 きの荒蕪地極めて多く又明の破滅と共に其の皇族貴族内  
 監等の莊園亦所有者あきに至りしを以つて其の一部は皇  
 室の領地とふし其の一部は之を滿洲より従ひ来たりし諸  
 王勳臣等に給せられたり。亦これを皇族財産の起源とふ  
 す。而して各皇族がその階級によりてその所屬財産を別  
 々としたりしは順治七年あるかその差等は尤の如し。

(四六)

即ち

第一	親王の地面は	園八所
第二	郡王の地面は	園五所
第三	貝勒の地面は	園四所
第四	貝子の地面は	園三所
第五	公の地面は	園二所
此らの一所とは百八十畝を云ふなり		
第六	鎮國將軍のは	園地二百四十畝
第七	輔國將軍のは	園地百八十畝
第八	奉國將軍のは	園地百二十畝
第九	奉恩將軍のは	園地六十畝

と規定しふ後凡そ初封の王貝勒貝子公等は皆此の例によ  
 りて給するたと定めたり。此等の田地は皆五襲せしめ

規則としては擅に賣買するを許さず。唯凡そ皇族の爵位は通次降級するを以つて原則とせざる故莊園の世襲と相矛盾する如き事あり。然れども業ずるに順治七年に定むるとあるに於れば次ぎの如く云へり即ち、

襲封王貝勒貝子公等祖父遺すとあるの園地はまさを得べきの数を除き餘地は必しも撤出せずして尚本家に留めおくありと。

此水によりて見れば一度祖先に給せられし莊園はその子孫の降級と否とに論ふくはなほ世襲を許すか如し。また大清合典事例によりて宗室皇族の莊園所在の地方を見れば皆一定の区劃あり例一バ、

鑲黃旗宗室の

整莊——四所

半莊——一所

(四大)

園——一所

か通州大興武清平谷河間ふと云へる縣内に在るあり、また正黃旗宗室の

莊——五所

半莊——二所

莊——四所

園——三所

か涿易二州及び大興宛平三河望都順義房山保定ふと云へる縣内に在るが如きあり。今一々その例を示さず。

第十五章 宗人府(宮内省)の権限

日本の宮内省に全然該当するものは清朝の官制の上に見出す能はざれどもその皇族貴族に関する事項を取扱ふ官省は宗人府とあさざるべからず。殊に皇族の性質、皇族の譜牒封爵賞卹訴訟等に就きてのあとを取扱ふものは宗人府を指して他に求めざるべし。一言にして云へば皇族の監督をあすものは宗人府ありと云ひうべし。然らば亦の宗人府の権限を定むるは皇族に対する干係を見る上に於いて重要ある事とありとす。

宗人府の権限を見るには先づ順序としてその組織に就いて見るとあるある可らず。

